

## 姫路市内被災者支援制度・相談窓口一覧（令和6年3月現在）

災害等で被害を受けられた市民の方への支援制度と問合せ窓口の一覧です。  
手続きや内容等でご不明な点がありましたら、各制度の受付担当までお問い合わせください。

| 区分   | 支援制度等                      | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 受付・担当                               | 連絡先          |
|------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------|
| 証明   | 罹災証明書の発行（火災）               | 火災による被害を受けた場合、火災調査を行い、火災による被害の程度を証明するもの<br>【対象】<br>火災により被害を受けた建物、カーポート、フェンス、車両、家財など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 警防課                                 | 079-223-9554 |
|      | 罹災証明書の発行（火災以外）             | 自然災害によって住家に被害を受けた場合に、各種被災者支援を受けるために被災者からの申請に基づき住家の被害家屋調査を実施し、調査結果に応じて被害の程度を証明するもの<br>【対象】<br>住家（災害発生時において、現実に居住のために使っている建物）<br>【証明事項】<br>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）<br>床上浸水、床下浸水                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 主税課                                 | 079-221-2247 |
|      | 罹災届出証明書の発行                 | 自然災害によって住家以外の建物や自動車等の動産に被害を受けた場合に、災害に係る被害について届け出があった事実を証明するもの<br>【罹災届出証明書の対象】<br>住家で、被害の程度の判定を必要としない場合<br>事業所、店舗、倉庫など、住家以外の建物<br>カーポート、フェンス、車両、家財など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 主税課                                 | 079-221-2247 |
| 見舞金等 | 姫路市災害見舞金等支給規則による災害見舞金      | 【対象】<br>①亡くなられた方の遺族、②住家に被害を受けた世帯<br>【給付額】<br>①死亡:10万円(15才未満5万円)<br>②全壊・全焼:10万円(単身5万円)、半壊・半焼5万円(単身3万円)、床上浸水:1万円(単身5千円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 地域福祉課                               | 079-221-2304 |
|      | 兵庫県災害援護金等の支給に関する規則による死者見舞金 | 【対象】<br>亡くなられた方の遺族（災害弔慰金支給者を除く）<br>【給付額】<br>自然災害：県内の県民20万円(他6万円)、県外の県民20万円<br>その他の災害：県内の県民10万円(他6万円)、県外の県民10万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 中播磨県民センター<br>中播磨健康福祉事務所<br>監査・地域福祉課 | 079-281-9768 |
|      | 災害弔慰金                      | 【対象】<br>政令で定める災害により死亡された方の遺族<br>【給付額】<br>生計維持者の死亡:500万円<br>その他の者の死亡:250万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 地域福祉課                               | 079-221-2304 |
|      | 災害障害見舞金                    | 【対象】<br>政令で定める災害により心身に重度の障害を受けた方(労災1級相当)<br>【給付額】<br>生計維持者:250万円<br>その他の者:125万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 地域福祉課                               | 079-221-2304 |
|      | 兵庫県災害援護金等の支給に関する規則による災害援護金 | 【対象】<br>①重症の被災者、②住家の被害を受けた世帯<br>【給付額】<br>①3万円<br>②自然災害：全壊・全焼:20万円、半壊・半焼10万円、床上浸水・一部損壊5万円<br>その他の災害：全壊・全焼:5万円、半壊・半焼3万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 中播磨県民センター<br>中播磨健康福祉事務所<br>監査・地域福祉課 | 079-281-9768 |
|      | 被災者生活再建支援制度                | 【対象】<br>政令で定める災害により住家が全壊の被害を受けた世帯<br>政令で定める災害により住家が半壊又は住家の敷地に被害が生じ、その住家をやむなく解体した世帯<br>火砕流等による被害が継続する等、住家が居住不能となり、かつその状態が継続する世帯(長期避難世帯)<br>住家が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)<br>住宅が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住が困難な世帯(中規模半壊世帯)<br>※支援金は被災世帯の世帯主に対して支給されますが、配偶者やその他親族から危害を加えられる恐れがある等の事情により別居されている方の住居が被災された場合、住民票上の世帯主でなくても申請が可能<br>【支給額】<br>支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計住家の被害程度に応じて支給する支援金<br>基礎支援金:最高100万円(75万円)中規模半壊の場合はなし<br>住家の再建方法に応じて支給する支援金加算支援金:最高200万円(150万円)<br>※( )内の金額は、単身世帯の場合<br>【申請期限】<br>基礎支援金:発生日から13カ月以内<br>加算支援金:発生日から37カ月以内 | 地域福祉課                               | 079-221-2304 |
|      | 姫路市災害見舞金等支給規則による寝具の支給      | 【対象】<br>住家に被害を受けた世帯（半焼（床上浸水）以上）<br>【給付品】<br>毛布1枚（世帯構成員1人につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 地域福祉課                               | 079-221-2304 |
|      | 姫路市災害見舞金等支給規則による食品の支給      | 【対象】<br>避難所に収容された者で現実に炊事できないもの（避難所に一時収容された者が20世帯以上に及ぶ場合）<br>【給付品】<br>300円以内（1人1食）の食品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 地域福祉課                               | 079-221-2304 |
|      | 日本赤十字社災害見舞品                | 【対象】<br>住家に被害を受けた世帯（半焼（床上浸水）以上）※災害救助法対象となる災害は対象<br>【給付品】<br>毛布及び救急セット                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 地域福祉課                               | 079-221-2304 |
|      | 災害義援金                      | 関係機関が募集した義援金を支給                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 地域福祉課                               | 079-221-2304 |
|      | 災害援護資金                     | 災害救助法が適用される災害により、1ヵ月以上の負傷、住居が半壊以上または家財の1/3以上の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付ける制度<br>【対象】<br>災害により被害を受けた当時、姫路市に住所を有していた方で、市内の住居が以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主の方<br>・世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1ヵ月以上<br>・家財の1/3以上の損壊<br>・住居の半壊又は全壊<br>※但し、所得制限があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 地域福祉課                               | 079-221-2304 |

| 区分    | 支援制度等                                    | 概要                                                                                                                                                                                                                                                          | 受付・担当               | 連絡先                          |
|-------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------|
|       | 生活福祉資金制度による貸付<br>(緊急小口資金・福祉費(災害<br>援護費)) | 緊急小口資金：災害を受けたことにより生活費が必要ときに貸し付ける制度<br>福祉費：災害を受けたことによる困窮からの自立更生に必要な経費、住宅や主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等の復旧に必要な経費を貸し付ける制度<br>【対象】<br>低所得者世帯                                                                                                                              | 姫路市社会福祉協議会(総合相談支援課) | 079-280-2224                 |
|       | 母子父子寡婦福祉資金貸付金                            | 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、改築等に必要な経費を貸し付ける制度<br>○貸付限度額:200万円以内<br>貸付利率:保証人あり・無利子、保証人なし・1%<br>据置期間:6か月、償還期間:7年<br>【対象】<br>母子・父子・寡婦世帯に限る<br>○母子世帯(20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子等)<br>○父子世帯(20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子等)<br>○寡婦世帯(かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子等) | こども支援課              | 079-221-2132                 |
| 養育・就学 | 教科書等の無償給与                                | 災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給                                                                                                                                                                                                          | 学校指導課               | 079-221-2762                 |
|       | 特別支援学校等への就学奨励事業                          | 被災により、特別支援学校等への就学が経済的に困難となった幼児、児童又は生徒の保護者等を対象に、就学に必要な通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助                                                                                                                                                                               | 兵庫県教育委員会            | 078-362-3743                 |
|       | 特別支援学級等に在籍する児童生徒への就学奨励事業                 | 特別支援学級等に在籍する児童又は生徒の保護者等を対象に、就学に必要な通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助                                                                                                                                                                                                  | 学校指導課               | 079-221-2762                 |
|       | 小・中学生の就学援助措置                             | 災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助                                                                                                                                                                                    | 学校指導課               | 079-221-2762                 |
|       | 高等学校授業料等減免措置                             | 災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除                                                                                                                                                                                         | 学校指導課               | 079-221-2762                 |
|       | 高等学校等就学支援金                               | 高等学校等就学支援金の支給により高校生等の授業料を支援                                                                                                                                                                                                                                 | 学校指導課               | 079-221-2762                 |
|       | 高校等で学び直すものに対する修学支援                       | 高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等に入学し学び直す者に対して、就学支援金の支給期間経過後の授業料を支援                                                                                                                                                                                                     | 学校指導課               | 079-221-2762                 |
|       | 高校等専攻科の生徒への修学支援                          | 高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して授業料を支援                                                                                                                                                                                                                               | 兵庫県教育委員会            | 078-362-3743                 |
|       | 高校生等奨学給付金                                | 低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために支給する高校生等奨学給付金において、災害等により家計が急変し、非課税相当となった世帯の生徒も支援                                                                                                                                                                                   | 学校指導課               | 079-221-2762                 |
|       | 高等教育の修学支援新制度(家計が急変した学生)                  | 住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度                                                                                                                                                                                             | 兵庫県教育委員会            | 078-362-3743                 |
|       | 大学等授業料等減免措置                              | 災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校(大学、短期大学、大学院、高等専門学校)において授業料等の減額、免除                                                                                                                                                                                 | 在籍する各学校             | —                            |
|       | 国の教育ローン                                  | 入学資金・学資金等の教育資金を融資するもの                                                                                                                                                                                                                                       | 教育ローンコールセンター        | 0570-008656                  |
|       | 緊急採用奨学金                                  | 災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施                                                                                                                                                                                                                       | 在籍する各学校             | —                            |
|       | JASSO災害支援金                               | 災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に、半壊(半流出・半埋没及び半焼失を含む)以上の被害を受けたり、床上浸水となった学生・生徒に対して、支援金(10万円)を支給                                                                                                                                                                  | 在籍する各学校             | —                            |
|       | 児童扶養手当等の特別措置                             | 被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じるもの                                                                                                                                                                                                  | こども支援課              | 079-221-2311                 |
|       | 交通及び災害遺児手当・奨学金                           | 交通事故や災害により父や母等を亡くした小学生・中学生・高校生のいる家庭に就学奨励金・奨学金などが支給される制度<br>【対象】<br>○遺児手当 交通事故及び災害で父もしくは母またはこれに準ずるものを亡くした1年以上市内に住所を有する義務教育(小・中学校)就学中の遺児を養育する者(保護者)<br>○遺児奨学金 交通事故及び災害で父もしくは母またはこれに準ずるものを亡くした学校教育法に規定する高等学校又は高等専門学校に在学する生徒を養育する者(保護者)                         | こども支援課              | 079-221-2311                 |
|       | 保育所等の保育料の減免                              | 災害により保育料の支払いが困難と認められるときに、保育所等保育料の費用徴収が減免される場合がある                                                                                                                                                                                                            | こども保育課              | 079-221-2313                 |
|       | 児童福祉施設設置費の減免                             | 児童福祉施設設置費が減免される場合がある                                                                                                                                                                                                                                        | こども支援課              | 079-221-2132                 |
| 税減免等  | 市税の特別措置                                  | 市税の徴収猶予                                                                                                                                                                                                                                                     | 納税課                 | 079-221-2289                 |
|       | 市税の特別措置                                  | 個人住民税の災害減免、雑損控除                                                                                                                                                                                                                                             | 市民税課                | 079-221-2261                 |
|       | 市税の特別措置                                  | 固定資産税・都市計画税の減免                                                                                                                                                                                                                                              | 資産税課                | 079-221-2270                 |
|       | 市税の特別措置                                  | 軽自動車税の減免                                                                                                                                                                                                                                                    | 主税課                 | 079-221-2256                 |
|       | 県税の特別措置                                  | 申告などの期限の延長、納税の猶予、予定納税の減額                                                                                                                                                                                                                                    | 姫路県税事務所             | 079-281-3001                 |
|       | 国税の特別措置                                  | 申告などの期限の延長、納税の猶予、予定納税の減額、給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など、所得税の軽減                                                                                                                                                                                                 | 姫路税務署               | 079-282-1135                 |
|       | 国民健康保険料の減免等                              | 災害によって財産に相当な被害を受け、国民健康保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の減免・支払猶予措置が講じられる場合がある                                                                                                                                                                                            | 国民健康保険課             | 079-221-2343                 |
|       | 国民健康保険医療費の一部負担金減免等                       | 災害によって一時的に収入が減少して生活が困窮し、医療機関等での窓口支払いが困難な方は、申請により窓口での一部負担金の支払いが減免または猶予される場合がある                                                                                                                                                                               | 国民健康保険課             | 079-221-2342                 |
|       | 介護保険料及び利用者負担の減免                          | 災害によって財産に相当な被害を受け、介護保険料の納付や利用者負担の支払いが困難な方は、申請により介護保険料の納付や利用者負担額の減免が講じられる場合がある                                                                                                                                                                               | 介護保険課               | 079-221-2445<br>079-221-2449 |
|       | 後期高齢者医療保険料の減免・支払猶予                       | 災害によって財産に相当な被害を受け、後期高齢者医療保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が減免・支払猶予される場合がある                                                                                                                                                                                           | 後期高齢者医療保険課          | 079-221-2315                 |
|       | 後期高齢者医療に係る医療費の一部負担金の免除・支払猶予              | 災害によって財産に相当な被害を受け、医療機関等での窓口支払いが困難な方は、申請により窓口での一部負担金の支払いが免除または支払猶予される場合がある                                                                                                                                                                                   | 後期高齢者医療保険課          | 079-221-2315                 |
|       | 国民年金保険料の免除等                              | 災害によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除等される場合がある                                                                                                                                                                                                  | 国民年金窓口センター          | 079-221-2332                 |

| 区分   | 支援制度等                              | 概要                                                                                                                                                                          | 受付・担当                       | 連絡先                                                                                 |
|------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 障害福祉サービス等の利用料の減免                   | 災害により被害を受けた方は、障害福祉サービス等の利用料（負担上限月額等）が減免される場合がある                                                                                                                             | 障害福祉課                       | 079-221-2457<br>079-221-2309                                                        |
|      | 水道料金等の減免                           | 災害により埋設水道管が破損し漏水した場合、修理完了後に申請いただくことで水道料金・下水道使用料を減額できる場合がある                                                                                                                  | 上下水道サービス課                   | 079-221-2722                                                                        |
| 生活支援 | 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援               | 住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられる                                   | ローンの借入先<br>金融機関             |  |
|      | 生活困窮者自立支援制度                        | 様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、以下の各種支援を実施するほか、他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行うもの<br>・自立相談支援事業<br>・住居確保給付金の支給<br>・就労準備支援事業<br>・家計改善支援事業<br>・一時生活支援事業<br>・子どもの学習・生活支援事業<br>・認定就労訓練事業 | くらしと仕事の相談窓口                 | 079-280-2301                                                                        |
|      | 生活保護                               | 生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの                                                                                                                      | 生活保護室                       | 079-221-2323                                                                        |
|      | 未払賃金立替払制度                          | 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払う制度                                                                                                        | 姫路労働基準監督署                   | 079-256-5793                                                                        |
|      | 雇用保険の失業等給付                         | 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給                                                                                    | 姫路公共職業安定所（ハローワーク姫路）         | 079-222-8609                                                                        |
|      | ハロートレーニング（公的職業訓練）                  | 災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられ、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給                                                                                       | 姫路公共職業安定所（ハローワーク姫路）         | 079-222-8609                                                                        |
|      | 職場適応訓練費の支給                         | 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給するほか訓練生に対して訓練手当などを支給                                                                                                                                | 姫路公共職業安定所（ハローワーク姫路）         | 079-222-8609                                                                        |
|      | 職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給       | 就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部を支給するほか、訓練を行っている期間については訓練手当を支給                                                     | 姫路公共職業安定所（ハローワーク姫路）         | 079-222-8609                                                                        |
| 法律   | 法的トラブル等に関する情報提供                    | 全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内                                                        | 法テラス姫路（日本司法支援センター）          | 0570-078-336                                                                        |
|      | 弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度               | ・弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」）<br>・裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」）<br>・裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」）          | 法テラス姫路（日本司法支援センター）          | 0570-078-336                                                                        |
| 住まい  | 被災者生活再建支援制度※再掲                     | 災害により居住する住宅が中規模半壊以上の、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、住宅の被害程度、再建方法に応じて支援金を支給                                                                                                            | 地域福祉課                       | 079-221-2304                                                                        |
|      | 災害復興住宅融資                           | 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設、購入、補修する場合に受けられる融資                                                                                                 | 独立行政法人住宅金融支援機構（お客さまコールセンター） | 0120-086-353                                                                        |
|      | 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更                 | 地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫 から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの                                                                                | 独立行政法人住宅金融支援機構（お客さまコールセンター） | 0120-086-353                                                                        |
|      | 生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））          | 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付ける制度<br>【対象】<br>低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯                                                                                                      | 姫路市社会福祉協議会（総合相談支援課）         | 079-280-2224                                                                        |
|      | 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金                    | 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付ける制度                                                                                                                                    | こども支援課                      | 079-221-2132                                                                        |
|      | 応急仮設住宅の一時入居                        | 【対象】<br>＜以下のすべての条件を満たす者＞<br>・住家が全壊、焼失、流失した者であること<br>・居住する住家がない者であること<br>・自らの資力をもってしては、住宅を確保できない者であること                                                                       | 住宅課                         | 079-221-2632                                                                        |
|      | 公営住宅への一時入居                         | 【対象】<br>市が発行するり災証明、住民票（世帯全員記載）により災害で滅失した住宅に居住していたことが確認できる方<br>【免除】<br>家賃の免除<br>【使用期間】<br>最長3か月                                                                              | 住宅課                         | 079-221-2632                                                                        |
|      | 特定優良賃貸住宅等への入居                      | 被災者の方は、特定優良賃貸住宅等に入居することができる制度                                                                                                                                               | 住宅課                         | 079-221-2632                                                                        |
|      | セーフティネット登録住宅への入居                   | 被災者の方は、民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅に入居することができる                                                                                                                  | 住宅課                         | 079-221-2637                                                                        |
|      | 日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理）（災害救助法） | 【対象】<br>住宅が中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊のいずれかの住家被害を受け、自ら修理する資力が無い世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯<br>【給付】<br>被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する際の経費を補助                  | 建築指導課                       | 079-221-2546                                                                        |
|      | 宅地防災工事融資                           | 地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資                                                                   | 独立行政法人住宅金融支援機構（お客さまコールセンター） | 0120-086-353                                                                        |
|      | 地すべり等関連住宅融資                        | 地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合に利用可能                                                                                                              | 独立行政法人住宅金融支援機構（お客さまコールセンター） | 0120-086-353                                                                        |
|      | 長期優良住宅化リフォーム推進事業                   | 耐震改修や劣化対策改修、省エネ改修等の住宅の性能を向上させるリフォームを行う場合、リフォーム工事費等の一部を補助                                                                                                                    | 長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室       | 03-5229-7568                                                                        |
|      | 地域型住宅グリーン化事業                       | 省エネ性能等に優れた木造住宅の建設に対して補助                                                                                                                                                     | 地域型住宅グリーン化事業評価事務局           | 03-3560-2886                                                                        |
|      | リフォーム税制（国）                         | 国税の控除                                                                                                                                                                       | 姫路税務署                       | 079-282-1135                                                                        |

| 区分    | 支援制度等                   | 概要                                                                                                                     | 受付・担当                                            | 連絡先                                                                                   |
|-------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 住宅耐震改修に係る固定資産税の減額措置     | 住宅耐震改修を行った一定要件を満たす住宅等は、申請により改修後一定の期間の固定資産税が軽減される制度                                                                     | 資産税課                                             | 079-221-2279□                                                                         |
| ごみ    | 災害ごみの処理                 | 一般家庭において災害により発生したごみを自ら持ち込む場合、ごみ処理手数料を減免できる場合がある                                                                        | エコパークあぼし<br>市川美化センター<br>家島美化センター<br>くれさかクリーンセンター | 079-272-5551<br>079-282-5389<br>079-325-2133<br>079-335-3670                          |
|       | し尿のくみ取りについて             | 現在本市でくみ取り作業を行っている世帯で、各自治会で取りまとめ、申請することで、し尿くみとり手数料を減免できる場合がある                                                           | 中部衛生センター                                         | 079-235-7518                                                                          |
|       | 住宅に運ばれた障害物の除去（住宅の障害物除去） | 災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去                                                        | 建築指導課                                            | 079-221-2546                                                                          |
| 融資・貸付 | 日本政策金融公庫による資金貸          | 災害により被害を受けた農林漁業者等に以下の資金貸付を実施<br>・農林漁業セーフティネット資金<br>・農林漁業経営資本強化資金<br>・農林漁業施設資金<br>・農業基盤整備資金<br>・林業基盤整備資金<br>・漁業基盤整備資金   | ㈱日本政策金融公庫                                        | 0120-154-505                                                                          |
|       | 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）     | 商工会議所・商工会にて経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度                                                                | 姫路市商工会議所<br>姫路市商工会                               | 079-223-6557<br>079-336-1368                                                          |
|       | 生活衛生改善貸付                | 生活衛生同業組合などの経営指導を受ける生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度                                                             | 兵庫県生活衛生営業指導センター                                  | 078-361-8097                                                                          |
|       | 災害復旧貸付                  | 災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資する制度                                                         | ㈱日本政策金融公庫                                        | 0120-154-505                                                                          |
|       | 高度化事業（災害復旧貸付）           | 大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付けを行う制度                                              | 兵庫県産業労働部（地域経済課）                                  | 078-362-9162                                                                          |
|       | セーフティネット保証４号            | 自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度とは別枠で保証を行う制度                                            | 兵庫県信用保証協会<br>兵庫県産業労働部（姫路支所地域経済課）                 | 079-289-3611<br>078-362-3321                                                          |
|       | 災害関係保証                  | 災害により事業所、工場、作業所、倉庫棟の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度                           | 兵庫県信用保証協会<br>兵庫県産業労働部（地域経済課）                     | 079-289-3611<br>078-362-3321                                                          |
| 相談窓口  | 農業に関する相談                | 農業関係の被害に係る相談（被害届出の証明等）                                                                                                 | 農政総務課                                            | 079-221-2475                                                                          |
|       | 事業資金相談ダイヤル              | 中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談                                                                               | ㈱日本政策金融公庫                                        | 0120-154-505                                                                          |
|       | こころの健康相談                | こころの健康についての相談（専門医・精神保健福祉相談員・保健師）                                                                                       | 保健所健康課                                           | 079-289-1645                                                                          |
|       | 法的トラブル解決のための総合          | 利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内                                                        | 法テラス姫路（日本司法支援センター）                               | 0570-078-336                                                                          |
|       | 人権相談                    | 差別や虐待など様々な人権問題についての相談                                                                                                  | 神戸法務局（姫路支局）                                      | 0570-003-110                                                                          |
|       | 行政相談                    | 行政全般について、苦情や意見・要望を受け付け被災者に不足しがちな各種支援策の情報を提供                                                                            | 総務省行政相談センターきくみみ兵庫                                | 0570-090110                                                                           |
|       | 市民相談                    | 各専門相談機関へのつなぎ等の支援を行うもの                                                                                                  | 市民総合相談室市民相談センター                                  | 079-221-2102                                                                          |
|       | 性暴力被害者のための支援            | 被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ること等を目的として、性犯罪・性暴力の被害者に対し、被害直後から相談を受け、緊急避妊薬の処方、証拠採取などの医療的な支援、心理的な支援などを可能な限り一か所提供する              | 性暴力・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター                       | #8891                                                                                 |
|       | 性暴力被害者のための支援            | 性犯罪・性暴力について、年齢、性別、セクシャリティを問わず、匿名で相談できます。専門の相談員が毎日（17:00-21:00）チャットで相談を受け付け                                             | 性暴力に関するSNS相談 Cure time（キュアタイム）                   |  |
|       | よりそいホットライン              | 「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24時間365日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探す制度 | （一社）社会的包摂サポートセンター                                | 0120-279-338                                                                          |
|       | 消費者ホットライン               | 消費者トラブルでお困りの方に、消費生活センター等の相談窓口                                                                                          | 消費者庁（地域協力課）                                      | 188                                                                                   |